公共サービスの民間委託について

平成27年10月30日 先進的な取組を全国展開するための 公共サービスイノベーション・プラットフォーム 第2回会合 ヒアリング用資料

> 厚生労働省 職業安定局 派遣·有期労働対策部 需給調整事業課

公共サービスの民間委託について

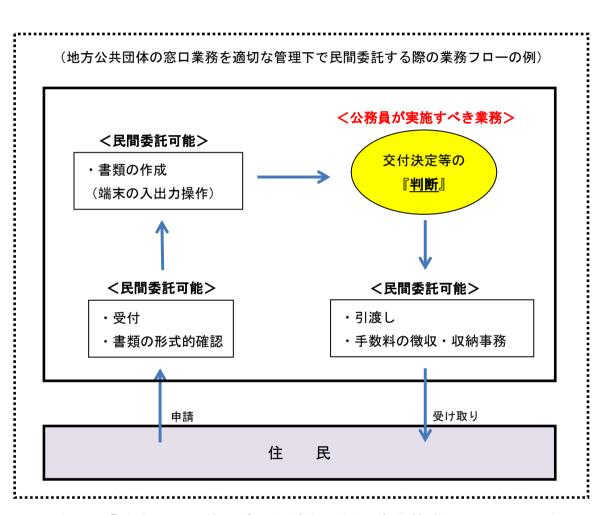
公共サービスを民間委託する場合の留意事項

○ 「手引き」等を参考に、以下の事項等に 留意する必要

- 1. 請負(委託)契約締結時
 - ・ 民間事業者が独立して完了することができる 業務を委託すること
 - ・ 委託する業務の範囲を明確化すること
- 2. 業務遂行時
 - ・ 地方公共団体は、民間事業者の労働者に対して、業務の遂行・労働時間等に関する指示等を行わないこと

○ 「手引き」のモデルを参考にすることが有益

(例)窓口業務の民間委託については、右図のと おり業務フローの例が記載されている

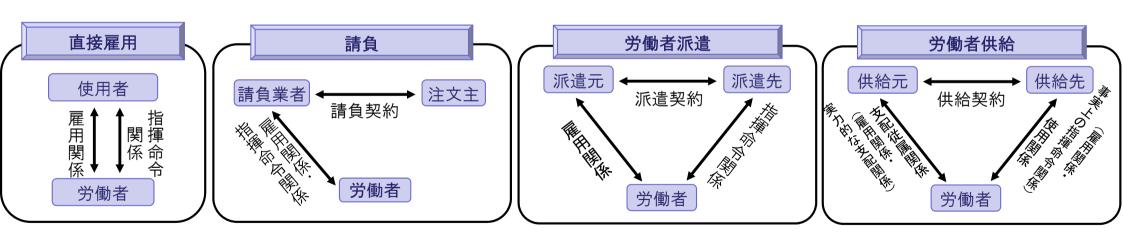


(出所) 「地方公共団体の適正な請負(委託)事業推進のための手引き」 (内閣府 公共サービス改革推進室)

公共サービスの民間委託について

労働契約と指揮命令について

- 労働契約関係と指揮命令関係は一致することが基本
 - 1. 直接雇用する労働者に対して指揮命令を行い業務を遂行
 - 2.請負契約(その他契約の名目によらない)により、請負事業主がその労働者を指揮命令して業務を完了する
- 労働契約関係にない労働者に指揮命令を行うには、労働者派遣法に基づく労働者派遣とする必要



※ 職業安定法の規定により、労働者供給事業は原則禁止されている。